

文教福祉常任委員会

平成22年9月10日

午前9時30分開会

於大口町役場第1委員会室

1. 協議事項

1. 議案第48号 平成22年度大口町一般会計補正予算(第4号)(所管分)
2. 議案第50号 平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
3. 議案第51号 平成22年度大口町老人保健特別会計補正予算(第1号)
4. 議案第52号 平成22年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
5. 議案第53号 平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算(第2号)
6. 認定第1号 平成21年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について(所管分)
7. 請願第1号 30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める請願書

2. 出席委員は次のとおりである。(7名)

委員長	酒井 廣 治	副委員長	岡 孝 夫
委員	吉 田 正	委員	柘 植 満
委員	丹 羽 勉	委員	齊 木 一 三
委員	酒 井 久 和		

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員会条例第17条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 進	副 町 長	大 森 滋
教 育 長	長 屋 孝 成	健康福祉部長	村 田 貞 俊
総 務 部 長	小 島 幹 久	生涯教育部長	三 輪 恒 久
生涯教育部 参 事	鈴 木 一 夫	戸籍保険課長	掛 布 賢 治
福祉こども 課 長	天 野 浩	保 育 長	中 野 幸 子
健康生きがい 課 長	宇 野 直 樹	政策推進課長	社 本 寛
学校教育課長	近 藤 孝 文	生涯学習課 主 幹	櫻 井 敬 章

戸籍保険課長
補佐 江口靖史

健康生きがい
課長補佐 服部昭彦

福祉子ども課
主査 丹羽清人

健康生きがい課
主査 掛布紀子

戸籍保険課長
補佐 吉田幸弘

生涯学習課長
補佐 社本健二

福祉子ども課
主査 稲垣敬

5. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河合俊英

議会事務局長
次 佐藤幹広

(午前 9時30分 開会)

○委員長（酒井廣治君） 皆さん、おはようございます。

定刻よりちょっと早いようでございますが、9月定例会におきます文教福祉常任委員会をただいまから開催したいと思います。

9月に入りまして残暑が厳しいきょうこのごろでございますが、本日は委員の皆さん、そして森町長さん初め関係職員の方々には、業務多忙の中、当委員会に御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから文教福祉常任委員会を開催いたしますが、去る9月7日の本会議におきまして、当委員会には付託5議案と認定第1号、請願第1号の付託を受けました。慎重なる審査をいただき、適切な御意見、御決定をいただきますようお願い申し上げます、あいさつにかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

町長。

○町長（森 進君） 改めまして、おはようございます。

本日は早朝から交通安全街頭監視、どうもありがとうございました。

さて、今委員長さんからもお話がありましたが、当文教福祉常任委員会には、さきの本会議において、平成21年度決算認定を初め5議案が付託をされております。慎重なる御審査をお願いしまして、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（酒井廣治君） ただいまから文教福祉常任委員会を開催いたします。

既に本会議において提案説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

お手元の議案第48号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第4号）（所管分）を議題といたします。

質疑はございませんか。

(挙手する者あり)

○委員長（酒井廣治君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 12ページ、13ページの歳出ですが、高齢者福祉費の中の高齢者地域見守り家事援助事業というのがありますけれども、これはどういうものでしょうか。

○委員長（酒井廣治君） 健康生きがい課長。

○健康生きがい課長（宇野直樹君） それでは、高齢者地域見守り推進事業について御質問いただきました。

こちらにつきましては、平成22年度単年の愛知県からの委託事業でございます。高齢化が急速に進展をしているところ、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、それから老老介護世帯など、見守りや支援を必要とする人が増加しておりまして、だれもが地域で安心して暮らせる体制づくりが必要とさ

れておりますのは、言うまでもございません。現在、大口町では配食サービスや緊急通報システムなど、地域の実情に合わせた見守り関連サービス、さらには民生委員さんによるひとり暮らしの高齢者、いわゆる単身高齢者や75歳以上の高齢者世帯の見守り、さらには高齢者福祉協力さんによります要支援・要介護認定者の皆さんの見守りなどお力添えをいただいているところでございます。

愛知県としましては、さらに複数の見守り関連サービスをコーディネートして効果的に見守る方法や、見守りを拒否する人への支援やタイムリーな情報把握などが課題となっておりまして、地域の実態を把握するとともに、課題を解消して単身高齢者などの効果的な見守りの体制整備の充実、強化を図るものであります。

このような中で、今回補正をお願いさせていただきます主な事業としましては、大きく四つに分けさせていただきました。

一つ目には、単身高齢者の方に対しまして、緊急時にどう対応すればよいのか。例えば、かかりつけの病院とか、どのようなお薬を飲んでおみえなのかというようなことなど、生活や心身の状況を記載できる冊子を作成させていただいて、対象の方に配付をさせていただきたいというふうに考えております。

二つ目には、地域住民の皆さんに、地域で支えるという意識づけを目的とした講演会を1回開催をさせていただきますして、高齢者を地域で支える具体的事例など学んでいただければと考えております。

三つ目には、重層的な見守り体制の整備のために、新聞配達店や郵便局など、関係機関と協定を結ばせていただきまして、新聞や郵便物がたまってしまい、異常ではないかと気づいたときに、町または地域包括支援センターに連絡をしていただく仕組みを構築してまいりたいと考えております。

四つ目には、家事援助事業委託として、単身高齢者と高齢者世帯で緊急通報装置が設置してあります世帯、約70強の世帯がございますが、そちらの世帯に対しまして、本年度からコミュニティー・ワークセンターが実施しておりますワンコインサービスを試行的に月1回提供させていただき、生活援助も含め、高齢者のニーズやサービス提供の問題点を私どもも確認をさせていただきながら、サービス基盤の整備を図ってまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、県の委託事業の高齢者地域見守り推進事業を受託させていただいて、モデル地域として単身高齢者を初め高齢者を地域で見守り、支えていく体制を整備するものでありますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○委員長(酒井廣治君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 単身世帯に緊急時の対応の冊子を配るとか、それから地域住民で支える講演会を行うとか、新聞だとか郵便物がたまっておったら包括支援センターに通報してもらうとかというのはわかったんですけども、そのワークセンターのワンコインサービスを活用するというのは、具体

的にどういう活用になるんですか。70世帯ぐらい緊急通報装置を備えている世帯があるわけですよね。その中で、いろいろ介護保険のサービスを受けているところもあれば、受けておらんとところも多分あると思うんですけども、それとは別に、ワークセンターの家事援助をやってみるといことなんでしょうか。

○委員長（酒井廣治君） 健康生きがい課長。

○健康生きがい課長（宇野直樹君） 吉田委員さんおっしゃるとおりでございまして、先ほど試行的と言わせていただいたんですけど、恐らくひとり暮らしの高齢者の方がほとんどになってくると思うんですけど、やっぱり力仕事、例えばたんすの移動とか、おふろの掃除とか、今のところワンコインは30分で500円ということになっておりますが、そういう、とりあえず生活で一番困っているところを、月1回でございましてお手伝いをさせていただき中で、さらにその方々のニーズが出てれば、実費徴収になってしまうところなんですけど、そういうものを含めて試行的にワンコインサービスを利用していきたいというふうに考えております。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 今、実費徴収という話が出てきたんですけども、ワンコインの部分は町が持つてくれるということなんでしょうか、500円分は。

○委員長（酒井廣治君） 健康生きがい課長。

○健康生きがい課長（宇野直樹君） 予算的には、月1回で3回を予定しております、とりあえず30分、500円部分で、そこを町の方でワークセンターへ委託をさせていただきということになりますので、それを超過した場合、もうちょっとこれをやってほしいというような御希望が出た場合には実費をお願いをしたいということで進めてまいりたいと思います。

○委員長（酒井廣治君） そのほかございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 柘植委員。

○委員（柘植 満君） 今の高齢者福祉事業ですけども、これは単年度というふうに今おっしゃいましたけれども、今後こういったものを単年度では絶対済んでいかないと思うんですね。モデル事業というふうにおっしゃいましたので、1年間はモデル事業でされると。しかし、これは今後、高齢者の所在不明者とか、それからさまざまなことが起きておりますので、持続的な計画をしっかりと立ててやっていくべきではないかというふうに思っております。

今のお話の中で、ワークセンターのワンコインですけども、これももっと詳しく内容を上げていかないと、お願いされる方もどういったことをお願いしたらいいかということもわからないと思うんですね。せっかくこういった事業をされるのであれば、ワンコイン事業も内容がこういったものがあ

りますよと、そういったものをしっかり私たち、住民の方たちに提示をしてもらって、そういうものも配ってもらおうとか、お知らせをしていただかないといけないんじゃないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○委員長（酒井廣治君） 健康生きがい課長。

○健康生きがい課長（宇野直樹君） 単年事業ということになっておりますが、今回委託をさせていただく部分で、コミュニティー・ワークセンターの方でアンケート、今回該当する70名強の対象世帯すべてにアンケート調査をとらせていただいて、その中にワンコインサービスの件も当然入れて、次年度に向けての、継続かどうかまだわかりませんが、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、ワンコインサービスにつきましては、一度議員さん方にもチラシを配らせていただきましたが、まだ周知がなかなかできておらないというのが現状でございますので、さらに周知に向けていろいろ進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 柘植委員。

○委員（柘植 満君） 緊急通報の設置をされている家庭が70世帯とおっしゃいましたけど、そういう方たちは何らかの手を打っていただける部分がありますけれども、そうじゃない方の高齢者で大変な心配のある方もたくさんいらっしゃると思います。以前にもお尋ねしましたけれども、緊急通報の設置は大変高額な予算が要するというので、皆さんがそれぞれ、私も設置してほしいといっても、そういうわけにはいかないという状況にもありますので、この70世帯に入らない方たちの見守りを今後しっかりしていくべきではないかというふうに思うんですけれども、こういったことに外れる方たちが、やはり以前提案をさせていただいた緊急医療キット、あの中にいろんな情報を入れておけば、本当に簡単に御家族が見えなくても、そういう方たちの内情を知ることができる、情報を知ることができるというふうに思っておりますので、そういう緊急の医療キットも使い方をもう少し研究をしていただいて、こういうところにも使っていただければなと思います。いかがでしょうか。

○委員長（酒井廣治君） 健康生きがい課長。

○健康生きがい課長（宇野直樹君） まずワンコインサービスの件で、緊急通報装置がついている世帯ということで限定を今回はさせていただいておりますが、約70世帯にワンコインサービスを限定させていただき、今年度につきましては、印刷製本費の方で上げさせていただいておりますように、一応1,000冊の冊子を予定しておりますので、こちらの緊急通報サービスがついている世帯だけではなく、民生委員さんから、高齢者福祉協力員の皆さんから、地域包括の方から、いろんな情報をいただいた世帯については、こちらの1,000冊の方で対応ができるというふうに考えております。さらには、今委員さんから御指摘をいただきました緊急医療キット、冷蔵庫の中に入れてというものでございま

すけれども、そちらについてもいろいろ検討はさせていただいておりますが、今のところは冊子というところで計画を進めていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（酒井廣治君） そのほかございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（酒井廣治君） ほかにないようでございますから、採決に入りたいと思います。

議案第48号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第4号）（所管分）につきまして、賛成の方、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（酒井廣治君） 全員賛成でございますので、議案第48号は可決すべきものと決めます。

次に、議案第50号 平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について議題いたします。

質疑に入ります。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 後期高齢者の支援金の追加というのは、これは国保税そのものが増額したことによってこういうものがふえていくのか、それとも何か取り決めがあって追加がなされるのか、どういふことでしょうか。

○委員長（酒井廣治君） 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長（掛布賢治君） 後期高齢者支援金の追加につきましてですが、社会保険診療報酬支払基金から後期高齢者支援金の概算の決定通知がございまして、予算に38万4,772円不足を生じているということになりましたので、補正をさせていただくものでありますけれども、当初予算で国とか支払基金の方から情報提供をいただきまして予算計上をしておりますけれども、そのときの当初で計上いたしました1人当たりの支援金額が4万4,297円で積算して予算計上しておりました。これの概算の決定が4万4,379円ということで、1人当たり82円上がってまいりましたので、この金額を不足ということで、そのほかちょっと20年度の精算金の差額とかも少し見込みよりも変わってきておまして、そんなことを総合いたしまして不足額を計上させていただきました。以上です。

○委員長（酒井廣治君） そのほかございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（酒井廣治君） ないようでございますから、採決に入ります。

議案第50号 平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、賛成の方、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（酒井廣治君） 全員賛成でございますので、議案第50号は可決すべきものと決めます。

次に、議案第51号 平成22年度大口町老人保健特別会計補正予算（第1号）について議題とします。
質疑に入ります。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） 7ページに審査支払手数料交付金、これは21年度老人保健事務費交付金が22年度で精算交付されたということで追加するというところがございますが、9ページの方で、これらに対して21年度の支払交付金、国庫負担金、県費、これが22年度交付となって不足額を一般会計から繰入金で賄っておったから繰出金で返還するということですが、繰入金で賄ったということは、この年度末に額が確定しておると思うんですが、確定しておるなら収入未済額で計上するということはできないのでしょうか。

○委員長（酒井廣治君） 課長補佐。

○戸籍保険課長補佐（吉田幸弘君） 実績報告をするのが年度明けの6月ですので、収入未済額ということでは上げられないです。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） 一般会計から繰入金で負担するわけですよね。この8ページ、9ページのところで繰出金の追加、要するに繰入金を受けたものを繰出金という形で一般会計へ返すわけでしょう。ということは、繰入金で一たんは支払いをしたわけです。ということは、額は確定しておったと思うんですよね。でないと、繰入金をわざわざこの特別会計へ入れて、それを支払って、この補正で繰入金から受け入れたものを繰り出しという形で返戻するわけですね。

○委員長（酒井廣治君） 課長補佐。

○戸籍保険課長補佐（吉田幸弘君） 老人保健特会というのは、入イコール出ですので、ないそでは振れないので、一般会計からお金を借りて払うしかないんですね。ですので、収入未済金ということでは計上できないです。ちょっとごめんなさい、お話がちぐはぐしているかもしれませんが、必ず歳出が発生しておりますので、財源を確保する必要があります。収入未済で上げてしまうと、そのお金を払うことができません。ですので、一般会計からお金を借りて支払うという形をとっております。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） 21年度の方ですよね、これ。それが22年度交付ということで22年度にももらえるわけですよね、それぞれのところから。ということは、もらったものを支払うことによって収入未済を相殺できるんじゃないですか。

○委員長（酒井廣治君） 暫時休憩をとります。

（午前 9時50分）

○委員長（酒井廣治君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

（午前 9時55分）

○委員長（酒井廣治君） 課長補佐、お願いします。

○戸籍保険課長補佐（吉田幸弘君） とりあえず出で100万払おうとすると、100万をとりあえず借りてくるんですね。その内訳は、国が幾ら、県が幾ら、市町村が幾らというふうになるんですが、6月の実績報告をして、やっとその額が後日決まってくるんです。ですので、とりあえず一般会計から概算としてお借りして、翌年度に精算するという形をとっております。

○委員長（酒井廣治君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○委員長（酒井廣治君） 質疑なしと認めます。

それでは採決に入ります。

議案第51号 平成22年度大口町老人保健特別会計補正予算（第1号）につきまして、賛成の方、挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（酒井廣治君） 全員賛成でございますので、議案第51号は可決いたしました。

次に、議案第52号 平成22年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（酒井廣治君） 質疑がないようでございますから、採決に入ります。

議案第52号 平成22年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、賛成の方、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（酒井廣治君） 全員賛成でございますので、議案第52号は可決すべきものといたします。

次に、議案第53号 平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） 本会議の質疑でもお伺いしましたが、まず9ページのところの基金管理事業積立金、介護給付費準備基金積立金の追加ということで1,940万ありますが、現在の積立額は幾らぐらいか。また、適正な積立額というのは幾らぐらい積み立てておけば健全運営ができるのかということをお伺いします。

○委員長（酒井廣治君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（村田貞俊君） 介護保険の基金積立額は1億1,347万5,000円でございます。あと基金へ積み立てをしていく基準となる判断的なとらえ方としましては、現在、大口町の介護保険の1カ月の給付費が平均しますと約5,000万ほどが介護給付、さらには在宅支援、そういった介護予防の部分でトータルで約5,000万ぐらい出ておりますので、最低限5,000万は基金として持っていたいという考えは持っております。以上です。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） 1カ月の支払いが5,000万ぐらいということで、これが適正というか、持っていたいという希望のようですが、実際には積立額は2カ月分ぐらいあって余裕があるということです。さらには、その下の償還金のところでも、国・県、基金等に2,000万ぐらい返還するわけですが、これは保険給付の額が保険料を算定するときに見込みが多かったというのか、甘かったと言うべきか、そうしますと、現在の21年度から23年度の保険料は高いということが言えるんじゃないかなと思うんですが、これはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（酒井廣治君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（村田貞俊君） 介護保険事業計画の準備に入るところでございますけれども、今期の計画を策定していく中で、あらかじめそういった介護サービスの使用していく金額の推計を出していくわけなんですけれども、そういった中で、本来今期計画の中で、一つ要因としてとらえることができるのが、実は先日の議案質疑の中でも出てまいりましたが、地域密着型の中で、認知症対応型グループホームといった部分の福祉空間整備事業というものを今期の計画の中で考えております。そういった部分で、それが現状まだおくれておるといって、どうしてもその部分で見込んだ支出というか、介護サービスの提供部分が現状乗ってきていないという部分も考えられます。

あと、確におっしゃられるとおり、そういう推計をしていく中で、介護保険料、大口町は前期と今期、据え置きということで同金額を出してきておりますけれども、やはりそういった推計の中で、大口町の場合、高齢者の人口の伸びの推計というのはある程度正確な数字を出していくことができるわけなんですけれども、実際に要介護認定を受ける方たちの状況ということからは、過去のデータ等を参考にして推計しておりますけれども、そういった部分で非常に詰めが甘かったということは考えられ

ないでもないですけども、そういった部分につきましては、次期計画の中できちんと把握をして、適正な見積もりをもって保険料決定に臨みたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

(挙手する者あり)

○委員長（酒井廣治君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） 御答弁のとおりだろうと思うんですけど、マイナスになったときには財政安定化基金から借り受けることができますよね。今回のように、今のような状態で積立金も多い、保険給付の見込みもちょっと高かったということが言えると思うんですが、このときに、たまったこの3年間に保険料を取られた人というのは、言葉は悪いけど、払った人というのは不利益をこうむるんじゃないかと私は思うんですが、これを来期で調整すると言われますと、今期の人は何だったのかなあとということになっちゃうわけですね。ですから、何らか還元するとかいうようなお考えはないですか。

○委員長（酒井廣治君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（村田貞俊君） 今期の計画も、実はそういった基金を一部繰り入れる中での介護保険料の算定をいたしております。ただ、今おっしゃられます何か特別な横出し施策、さらにはそういった形の中で還元できないかということでございますけれども、一応3カ年の事業計画の中では、その部分については途中での変更というのは、介護保険の中ではできないですので、ただそういった部分を次回の計画を策定していく中で考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（酒井廣治君） その他ございますでしょうか。

(挙手する者あり)

○委員長（酒井廣治君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 私はちょっと丹羽さんとニュアンスが違うんですけど、大口町の介護認定の基準が、よそと比べるとかなり厳しいというふうに感じているんです。それはほかの自治体の、今のいろいろケアプランをつくれる方々からもそういう声は聞いているんです。だから、そういうのもあって、どうしても他の市町村と同じように予算は組んでおるとは思うんですけども、厳しい分子算が余ってきってしまうという部分も私はあるんじゃないかなあと思っているんです。要するに、給付する予定そのものが一体どこまで伸びておるのかということですね。どうそこを判断しているのかということが僕は一番の基本のことだと思うんですよ。

逆に言うと、サービスを受ける量が少なくなってしまう、そういう部分が私はあるんじゃないかなあというふうに思っているんですね。それは何が原因なのかということも含めて、つかんでいく必要があるんじゃないかなあというふう思うんです。だから、丹羽委員さんも言われるように、余ることが決していいことではない、確かにそうなんです。余ったからすぐ還元するかということになるんですけども、しかし、余らかすということは、逆に言うと本当は足りないことの裏返しと

ということも考えられるんですね。サービスが使えなかったから余ってきたんだというふうに、要するに要介護を受けてみえる方からすると、そういうことも逆に言えることがあるわけですので、そこはよく分析する必要があるんじゃないかなというふうに思うんです。僕は一般的に、大口はちょっと要介護度の認定が厳しいんじゃないのという声をよく聞くんですよ。病院なんかへ行けば、よその自治体からも来ている人がいるわけですので、お互いに、あんた要介護度幾つとって聞き合うわけですよ。あんた、そんな程度で3かという話になるわけですよ、現実の話として。大口は厳しいんじゃないかと私は思っていますので、そこら辺は本当にどうなんでしょうかね。

○委員長（酒井廣治君） 健康生きがい課長。

○健康生きがい課長（宇野直樹君） まず今年度、介護保険についてのアンケート調査をさせていただきますので、委員さん御指摘いただいたことを検証しながら次期計画に向けて進めていきたいと思えます。

それから、介護認定の基準につきましては、標準化をされましたので、委員さん言われたことも私も実際耳に聞いておりますけど、今のところは標準化のもとで適正に認定がされておるといふふうにとらえております。よろしくお願ひします。

○委員長（酒井廣治君） そのほかございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（酒井廣治君） 質疑なしと認めまして、採決に入ります。

議案第53号 平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、賛成の方、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（酒井廣治君） 全員賛成でございますので、議案第53号は可決すべきものと決めます。

続きまして、認定第1号 平成21年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、当委員会の所管分を審査いたします。

初めに、一般会計に入る前に、健康福祉部長より発言を求められておりますので、許可いたします。

○健康福祉部長（村田貞俊君） きょうこの日になって大変申しわけないと思ひますけれども、皆様のお持ちになってみえます主要施策の成果報告書の中で一部誤りがありましたので、訂正だけお願ひしたいと思ひます。

141ページをお開きいただきたいと思ひます。

141ページの上から3行目で(2)支給額がございます。そこに支給対象児童1人につき「3万6,000万円」となっておりまして、大変申しわけないんですが、「3万6,000円」に御訂正をお願ひしたいと思ひます。

なお、正誤表につきましては、関係する方、皆さんでございますので、後日お手元に届くように手配

をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（酒井廣治君） そうしましたら、初めに一般会計を一括審査いたします。

歳入だけです。

何か御質問ございますか。

（発言する者なし）

○委員長（酒井廣治君） ないようでございますから、質疑を終わります。

次に、歳出について審査いたします。

お手元に配付してあります資料のとおり分割して行います。

まず初めに、款2.総務費の中の項3.戸籍住民基本台帳費を審査いたします。

事項別明細書は132ページから137ページでございます。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 行方不明になっておるのは、どうも年寄りだけじゃなくて、何か子供も行方不明になっているというような報道があるわけですけども、きょうもテレビかラジオかで子供さんが学校へ行っておる人が学校へ行っておらんという報道があるわけですね。どういうことかという、多分教育委員会の方では学齡簿というのを、今でも学齡簿というんですかね。学齡簿を、住民基本台帳なり外国人の登録の方からかわからんけれども、学齡簿を多分備えて、それに基づいて多分学校に行くように通知が行ったりしますよね。要するに、それと住民票等々の食い違いがあるという報道があるわけですけども、これ自治体によってもいろんな報道が、大垣では7人ぐらい、学校へ行くべき子が行っておらんとか、きょうも言っていますけれども、そこら辺のところって何かつかんでみえるようなことってありますか。

○委員長（酒井廣治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（近藤孝文君） 教育委員会としてはつかんでおりません。

○委員長（酒井廣治君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（村田貞俊君） 現在はないと思いますけれども、過去において生活課時代にあった事例というのは1件ございます。奥さんがお子さんを連れていっちゃって、そちらの方で、そういった形の中で進めておられる。でも、住民票は大口町に残っちゃっているという場合がございますけれども、これにつきましては双方話をする中で、話ができて、そういった問題は解消されておりますけれども、それよりも、私どもが今一番心配しているのは、離婚後300日というのがございます。そういった中で、戸籍保険課の窓口に現状相談があったことはございます。出生届を出したいが、そういった事情があって出生届を出さないまま、子供を連れて歩いていってしまうと。そういった事例もございますけれども、ただ現状、私ども戸籍保険課の中ではそういったものは過去にはありましたけれ

ども、現時点ではないと思っております。

○委員長（酒井廣治君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○委員長（酒井廣治君） 次に、款3の民生費に入りますが、民生費は二つに区切って審査いたします。

項1. 社会福祉費、事業別明細書は144ページから159ページまででございます。

何か質問はございますか。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） 成果報告書の99ページ、高齢者福祉事業をお願いいたします。

たびたび言われておりますように、高齢者の所在がわからんとか、安否がわからないという例が問題になっておりますけど、この敬老祝い金事業というのが、かつては80歳以上ですか、全員にお祝い金が出されておったということは、この種問題に対しては非常な貢献をしておったと私は思うんですが、その辺、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（酒井廣治君） 健康生きがい課長。

○健康生きがい課長（宇野直樹君） 丹羽委員おっしゃられますように、高齢者の方については、今の大口町を支えていただいた方々でございますので、今のところは現状のまま、このような事業を展開していきたいというふうに考えております。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） これは貢献しておったからもとへ戻せとか、そういう意味じゃなく、今の事業についてはいいんです。やはり大口町の場合はこういう問題が全然なかったということで、全部把握されておるといことは、今の5歳刻みもそうでしょうけど、こういう祝い金制度というのは、やっぱり貢献しておったと私は思うんです。執行部の皆さんはどうお考えなのかと。そんなことはないよということなのか、いやそれも一理あるかなということなのか、その辺のところが開きたかったんです。

○委員長（酒井廣治君） 健康生きがい課長。

○健康生きがい課長（宇野直樹君） ちょっと勘違いをしておりまして申しわけございませんでした。

おっしゃられますように、地域で見守っていただいたということも含めて、5歳刻みというものの、そういうことがちゃんとできていたというふうに考えております。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 丹羽委員。

○委員（丹羽 勉君） そこで、この99ページの下の方に書いてあるんですが、下から3行目と下から

2行目というのはふれあいのつどい事業だろうと思いますが、一番下に、祝い金事業についても高齢者福祉施策を考慮しながら見直しをする必要があるという表現がしてあるわけですが、どのように、現状を当然見直すわけですので、どのように見直しをされるお考えなのか、教えてください。

○委員長（酒井廣治君） 健康生きがい課長。

○健康生きがい課長（宇野直樹君） まだ具体的には検討しておりませんが、ことしの敬老事業等、今月17日の敬老祝い金とか、それから全地区ほとんど終了しましたが、ふれあいの事業ですね。それを全部終了した時点で、民生委員さんを初め区長さんとか、議員さんもいろいろ御意見をいただいて、来年度に向けて検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（酒井廣治君） ほかにございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） きょうも私、来るときに「ゲゲゲの女房」を見て出てきたんですけども、今の水木しげるさんのお父さんも寝たり起きたりというような状態にきょうはなっているわけですけども、なるたけ外に出てほしいというのは、出て歩いてくれたらなあというようなことも家族の中で言われていて、本当だなあと思いながら見ておったわけですけども、149ページの高齢者福祉費のところ配食サービスというのがあるんですけども、これは決算書ですけども、この配食サービスの利用状況を教えていただきたいのと、それから外へ出るということでいくと、例えば保育園とか小学校とか、中学校もいい食堂をつくりましたよね。そういうものなども利用しながら、高齢者の人と一緒に給食を食べていただくというのも、一つの配食サービスの一環としてあってもいいんじゃないかなあというふうに思うんですね。だから、何かそんなようなことも学校等々とも連携しながらできないのかなあと思うんです。中学校の2年生になると職業体験とかありますよね、たしか。そういうものの中で、例えば福祉的な仕事としてこういう仕事もあるんだよというようなことにもつながっていくんじゃないかなあというふうに僕なんかは思ったわけですけども、そういうことはできないんでしょうか。

それから外出支援サービス事業というのがありますけれども、これはタクシーの助成をする事業だと思うんですけども、一人で高齢者の人に行ってこいといっても、なかなか大変な人もあるわけですね、タクシーに乗るのにね。付き添いの人が必要とか、家族の人が家におらせんというような場合でも、例えば付き添いをやるというような一つの事業もやりながら、これも新しい雇用等々も生み出せるんじゃないかなあというふうに私は思うんですけども、どうなんでしょうか。

それから151ページに障がい者福祉費というのがありますけれども、これは外出支援サービスということで、これもやっぱりタクシーの関係なんじゃないかなと思うんですけど、タクシー以外にもあれば御説明がいただければいいんですけども、すべての疾患を対象にはしていないと思うんですけ

れども、必要と認められる人、要するに私はどうしても必要だと、その人が申告すればタクシーのそういう利用券をお渡しできるようにはならないんでしょうかね。そうしていただけると非常にありがたいと思います。

それからレスパイト事業というのが障がい者福祉費の中にあるわけですが、介護する人等々が休息をしたり、そういうことのためにある事業ですが、これは利用料の助成ではこの事業を継続するのは非常に困難じゃないかなあと思うんです。それはなぜかというと、まず利用そのものが非常に低いということが上げられるんですね。ですから、最低でもこの事業を継続させるためにも人件費そのものを補助する、助成する、負担をする、そういうことをしないと、人の配置が絶対できないですよ。だれかあいている人に、とにかくその日は利用があるからということで臨時的にやらせるような事業に陥ってしまっているんじゃないかと思うんです。それでは、障害者の人のグループホームですね。去年ぐらいには扶桑では障害者のグループホームも2月でしたか、内覧会もあって、開設されましたけれども、そういうものを実際に行っていくにはほど遠いような状況に今なっているんじゃないかと思うんです。まず本当に一人でお泊まりができるのかどうなのか、そういうものの訓練も大いにやりながら、グループホーム等の建設もあわせてやっていかないと、はい建ちました、はい入ってください、それで済むかという、そういうものじゃないですよ。それまでに相当な訓練等々も行われているはずで、そこら辺も含めて、やっぱりきちっと利用料の助成だけでなく、レスパイト事業も軽視するんじゃなくて、人的な助成、要するにそういう人件費を助成するような助成もあわせて私は行う必要があるんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

それから、きょうの補正予算の中でも見守り事業ということで入っていましたが、国も見守り事業をやれということで、たまたま今回の場合はタイムリーに補正予算が組まれているわけですが、それは地域包括支援センターをもっと活用せよということをしたしか国は言っていたんじゃないかと思うんですね。だけど、町としてはそのほかの部分でできないだろうかということで、本当にいろいろ知恵を絞られてやられていることは、私も理解するわけです。

この間も僕が行ったら、死にたいと言って電話がかかってきておったんです。それでちょっとその人のところへ職員が飛んでいかれましたけれども、そういう電話はしょっちゅうなんだそうです。だから、本当に一人で心細くて大変な思いをしながらいる人、その人はたまたま電話をかけてくる人なんだけれども、しかし、電話もようかけんような人もまだまだ私はいっぱいおるんじゃないかなというふうに思うんですね。だから、そういう意味では、この地域包括支援センターもより見守りという意味でいけば、今後アンケートをとるといふ話なんだけれども、あわせてこの地域包括支援センターも組み合わせながら強化すべきじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（酒井廣治君） 健康生きがい課長。

○健康生きがい課長（宇野直樹君） それでは、まず配食サービスの御質問でございますが、平成21年

度につきましては、利用された方が25人、延べ利用回数が3,634回。このうち、ほとんどの方が単身高齢者の方という状況になっております。

続きまして、外出支援サービス事業でございますが、21年度の実績につきましては、申請者数が416名、タクシーチケット数としましては542冊、延べ利用回数につきましては6,560回の利用をいただいております。

その中で、付き添いとかそういうことも組み入れていけないかというような御質問がございましたが、今のところ、そのような計画等しておりませんが、できればコミュニティー・ワークセンターのワンコインなどを御利用していただけると大変ありがたいというふうに考えております。

それから、高齢者見守り事業につきましては、地域包括支援センターをもう少し入れてというような御質問をいただきましたが、こちらにつきましても当然連携を強めて進めていきたいというふうに考えております。事実、地域包括支援センターにつきましても、いろんな御相談の電話があります。すぐに健康生きがい課、私どもの方へその報告、相談がございますので、行政としましても迅速に動くように常にしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（酒井廣治君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（天野 浩君） 障害者の外出支援サービスでの質問でございますが、今の外出支援サービスにつきましては、平成12年にこの制度が新たにできたということで、当時、この制度をするときには、ある程度障害者の方の日常生活を容易にするという判断のもとで、今の基準が設けられたというふうには認識しております。ただ、今言いましたように、策定してから10年以上たっておりますので、障害者の環境等も変わっております。ただ、委員さんおっしゃるように、申告すればその都度判断をして認めていったらどうかという御指摘もあるんですけど、そうするとなかなか判断基準がグレーゾーンになってしまっていて、逆にあいまいになってしまうということを考えると、ある程度の一定の基準は必要かなというふうには考えております。

ただ、今申し上げましたように、この制度ができてから10年以上たっておりますので、今の基準が現状に合っているかどうか、これはやっぱりいま一度検証した中で、もう一度見直しをすることは必要かなというふうには感じております。

それから、レスパイト事業の関係でございますが、これにつきましては委員さん御指摘のように、社会福祉法人が実施しておりますレスパイト事業について今利用料助成を行っております。実は、最近このレスパイト事業をやっております法人の方ともお話をする機会がありまして、今現在、このレスパイト専用の臨時職員を1名雇っておるという現状だそうです。ただ、今言いましたように、利用の方がそんなに頻繁にあるというわけではないものですから、その辺は事業所全体の中で人的なやりくりをやっておるということは聞いております。

利用が少ないということで、じゃあこの事業の継続そのものがどうかということなんですけど、他市

町の例でいきますと、このレスパイト事業そのものを、いわゆる障害者自立支援法における障害福祉サービスの方に振りかえることによって、そうすればある程度事業費が公費負担で入っていくということで、単独でレスパイト事業をやるよりは、事業所にとっては実入りがふえるというようなことも現状としてありますので、その辺の情報提供をしながら事業所と、このレスパイト事業をどのように展開していくかということは協議をしながら相談には乗っていきたいというふうには考えております。

それから、グループホームの検討というお話がありましたが、実はこの件につきましても、今関係者の方の間で将来的にグループホーム、あるいはケアホームの建設に向けての勉強会というものを立ち上げられて、二月から三月に1遍の割合で勉強会をやられております。その際に、担当課としましても、情報の共有をするということで、時折、私も含めてなんですけど、担当者の方も出席をしながら意見交換をしております。そのときの数回の出席の中で、意見はさまざまです。そういった意見を聞きながら、ともに考えていきたいというふうには思っておりますけど、今すぐに必要かということにつきましては、もう少し先の話かなというふうには認識しております。以上です。

(挙手する者あり)

○委員長(酒井廣治君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) グループホームのことだけに絞りますけれども、岩倉でもグループホームをやられて、私のところへ来る人で岩倉のグループホームに息子さんを住まわせて、それで自立させていこうというようなことでやってみえる方もお見えになるんです。そういう方から聞いてみると、お泊まりのけいこを物すごいやっておるんだね、本当に。例えば月に3回とか4回とか、大口でいえばハートホームというのがちゃんとあるものだから、ああいうものを活用すれば、そういうお泊まりのけいこもできるわけですよ。これはレスパイト事業の一環としてあるわけだけれども、現状はどうかというと、近所の人が言うには、ほとんど使われていない、一体どうなっているんだという声も私のところにも寄せられているわけです。将来的にそういうものが必要だということであるならば、もっと今ある施設をきちっと利用しながら、その建設に向けて親同士の勉強会も必要なんだけれども、でも、当事者である障害のある方々も本当に訓練をする中で、本当に自立できるような形に持っていく。いろいろみんなばらばらなんだけれども、障害の程度もばらばらだし、そういうのはばらばらなんだけれども、しかし親亡き後、行く先はそういうところがあるよということにしていかなきゃあ、親もいつまでたっても安心することができないわけですよ。ですから、グループホーム、ケアホーム、そういうことが出てくるわけなんです。

だから、そういう意味で、今から本当にきちっと訓練していく。建設が決まってからやるんじゃなくて、今からずうっとやっていく、その方が大切だと思うんですよ。今やることは何か、今やることは何かということだと思うんですよ。まずね。

勉強することも確かにそうなんですけど、やれるところから本当に手をつけていくということが、

僕は今本当は求められていることじゃないかなあというふうに思うんですけども、これは私の意見ですけども、ぜひレスパイト事業も、そんな利用が少ないから臨時職員でいいなんて言うておらずに、本当に正規の職員を雇って、お泊まりだとかそういうのもちゃんと全部できるようにしておく。またやるんだというように町の方からも後押ししてあげないと、幾らほかっておいても進まんと思いますよ。いろんな要求だけで右往左往するだけになっちゃって、だから本当にどういう方向でそういうものを進めていくのかというものをしっかり決めていただく必要が町にもあるんじゃないかなと思います。以上です。

○委員長（酒井廣治君） ほかにございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 柘植委員。

○委員（柘植 満君） この社会福祉事業の中で、地域福祉計画というのが定められております。大口町は地域福祉計画は完全に策定されていたのでしょうか。

○委員長（酒井廣治君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（天野 浩君） 地域福祉計画に関するお尋ねでございますが、大口町には総合計画を筆頭にそれぞれの担当課の方で事業計画があります。福祉部門におきましては、先ほどからありました介護保険計画、それから私どもの所管ですと障害福祉計画があります。

それぞれの計画に基づいて、今のところ施策を展開しておりますので、今新たにその中で地域福祉計画をつくるということになりますと、ちょっと計画が混在してしましまして、施策の遂行に若干支障があるということで、当面はそれぞれでつくっております介護保険計画、障害福祉計画の遂行をまず第一義と考えまして、今のところ、地域福祉計画の策定というものは予定しておりません。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 柘植委員。

○委員（柘植 満君） 地域福祉計画の中に今言われたものがあるのではなくて、地域福祉計画ではなくて、大口町はこういうもの、今おっしゃったものをやっていますよということでしょうか。

○委員長（酒井廣治君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（天野 浩君） 委員御指摘のとおりで、地域福祉計画の中にそれぞれの介護計画とか障害計画があるのではなくて、それとは別個に、それぞれ単独にあるという形です。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 柘植委員。

○委員（柘植 満君） ちょっとそこのところがよくわからないんですけども、地域福祉計画というのは、国がこういう計画を立てなさいよというふうにおりてきていることだと思っておりますけれども、今年度の状況の中で、ことし3月までに地域福祉計画が策定済みの市町村が48.5%にとどまって

いるというふうに発表されておりましたので、あとのところがまだ策定のめどが立っていないというふうに発表されておりましたので、どうなのかなというふうに伺いさせていただいたんですけども、この地域福祉計画の中身は、高齢者のいろんな問題、そして見守り活動とかがしっかり定められておりますので、そのところ、大口町では単独でいろいろやっちはいるというふうに伺いましたけれども、これは国でそういうことを計画していきなさいよというふうにあります、結局それはどうでもいいということでしょうか。

○委員長（酒井廣治君） 福祉子ども課長。

○福祉子ども課長（天野 浩君） 確かに国の方からは、そういった地域福祉計画をつくりなさいよという指導が来ておることは認識しております。じゃあ、実際それぞれの市町村の策定率がどうかというと、今委員おっしゃったとおり約半数程度という形で、国の方からそういうふうに指導があることは認識しておりますが、今のところは本町としましては、地域福祉計画の策定よりはそれぞれの今現在策定しております個々の計画を、連携をとりながら着実に遂行していくということで進んでおります。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 柘植委員。

○委員（柘植 満君） そうしますと、今単独で見守りをやられるわけですけども、地域福祉計画の中には見守り活動をしっかり定められているというふうに言いましたけれども、そういった中で、行政や民生委員だけでは見守りというのはちょっと難しいかなということで、今後、もっともっとうちを幅広く高齢者の見守りを続けていくということが重要だと思いますので、それも含めてお願いしたいと思います。

○委員長（酒井廣治君） ほかにございませんですか。

（発言する者なし）

○委員長（酒井廣治君） それでは次に移ります。

項2. 児童福祉費及び項3. 災害救助費、事項別明細書は158ページから173ページまでです。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 163ページに町の児童扶養手当があるわけですけども、私は毎回増額せよと言っておるわけですが、月額3,000円ですね。平成何年からだったかね。もう忘れちゃった。平成7年ですか、ずうっと据え置きなんですよね。しかも、県の遺児手当というやつが3年目から半額になっちゃうでしょう、もらってからね。5年たつと全額カットになっちゃうんですよ。そういう意味では、ひどいなあというふうに私は思っているわけです。だから、せめて県の遺児手当がカットされた分ぐらいは町が負担するだとか、そういうことはできないんですかね、まず。

○委員長（酒井廣治君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（天野 浩君） 児童扶養手当につきましては、国・県・町の制度がありまして、先回の委員会協議会でも国の児童扶養手当が父子家庭にも広がりますよというときにも御説明しましたように、県の遺児手当につきましては委員おっしゃるとおり、年数が経過して、5年たつとゼロになってしまうという現状は間違いありません。

そのときにも御説明申し上げましたように、県レベルで、いわゆるこういった母子手当、遺児手当を出しておるのが、都道府県レベルでまあまあ財政の豊かな愛知県、東京都ぐらいというふうに認識しております。ところが、県の財政事情も厳しい中で、今言ったような措置をとってきたのかなというふうには認識しております。

ですから、委員がおっしゃるような県の手当、満額4,450円なんですけど、それがなくなったことに伴って、単純に町の方で児童扶養手当を値上げするという事は、申しわけございませんが、今のところ考えておりません。

ただし、こういった母子家庭への支援というものは、単純にこういった金銭給付よりは、母子家庭・父子家庭の方が自立していただけることが一番大事かなというふうには思っております。こういった母子家庭を救援する制度としましては、手当だけではなくて、県レベルでは母子家庭の自立支援給付金という形で、資格を取るために学校へ通ったり、訓練に通って、いわゆる就業に向けて努力される方については、そういったことにかかる費用を出すというような形で、単純な金銭給付ではなくて、そういった将来的につながる自立に向けての応援する仕組みは多々ありますので、そういった制度を御案内することによって、母子家庭の自立に向けての支援というのはしていきたいというふうに、担当課としては考えております。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） ところが、それが一番進んでいないんですね、現実の話。就労支援という部分が、具体的に県の方がどう進めているのかといえば、ほとんどそういう制度というのが活用されていないのが現状じゃないですかね。私はそういうふうに認識しているんですね。

だから、例えば働きながら勉強せよとって、子育てもしながら勉強せよというのは物すごい過酷なことだと思いますよ。例えばお父さんがおれば、お母さんが休んでおる間に勉強して資格を取るか、そういうことは確かにできるかもしれんけど、そういう計画をつくった人は、恐らく母子家庭じゃない人じゃないかなと思います。

そういう声は実は私のところにも今来ているんです。県もそうやって働け、働けというんだけど、じゃあ働き先を探してくれよということじゃないですか、現実の話。こんな不況のときに働く先みたいあらへん、まともに。そういう意味では、非常に過酷な状況により一層置かれていると。だから、

こういうときだからこそ、やっぱり一定の収入が本当にならないような人には、それは生活保護というのは一番最後のセーフティーネットになるんだけど、その前に、やっぱり町の児童扶養手当を、例えば遺児手当が減額された分ぐらいはちゃんと補てんしていくと、それぐらいのことは町として考えても当たり前だと思うんだわ。せめて、そのぐらいのことが何でできんのかということだと思うんだわね。

僕は、以前はまだちょっと景気がよかったころは、こんなもの増額せよと言っておったけれども、そんなことはなかなか言いづらくなってきておることは私は重々承知しているけれども、だったらせめて減額された分ぐらい、何で町の方で補てんしてくれんのかという思いは、母子家庭の皆さん方の中から出てくるでいかんわ、私のところにも。やっぱりそこら辺は意を酌んでほしいなあというふうには、考えておらんじゃなくて、まず考えてほしいと。まず考えることから始まるものだから、考えておらんじゃなくて、考えてくれと私は思っておるんだけど、どうですか。

○委員長（酒井廣治君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（天野 浩君） 考えていないことはないんですが、先ほど申しあげましたように、金銭給付というよりは、そういった一人親家庭の方が将来の自立に向けて考えていただきたいというふうには基本的には思っております。

ただ、今委員さんおっしゃるとおり、そういった啓発が十分やれておるかというふうに言われますと、正直まだ実績が伸びていない、これは正直認めるところで、我々の努力が足りんのかなというふうには思っております。

そんな中で、課内でもどういった形で周知していったらいいだろうということをいろいろ考えまして、一番直近でやっておりますのは、窓口にお見えになったときには当然周知しておりますが、1年に1遍、手当に関する現況届の御案内を必ず全対象者の方にお送りする機会があります。そのときにパンフレットとかチラシとか、そういったものを必ず入れるようにして、我々としても何とかそういった形で考えていただけるように努力はしておりますが、いかんせん結果が出ていないものですから何とも言えんですけれど、とりあえずはそういった方向で一人親家庭の支援はしていきたいというふうには考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） これなかなか周知しても、要するに使う側からすると本当に使い勝手が悪いんですよ、現実の話は。だってそうでしょう。だれが考えたってそうですよ。働いて、帰ってきて、それからまた勉強に行けと言われてたって、例えば2歳、3歳の子供がおるような人が、どうやって勉強に行くの。行けるわけがないがね、大体。だから、それを広げるというのは、逆に過酷な話だと思うんだわ。そういうことを迫っても、なかなかそれは広がっていかんんじゃないかなというふうに思い

ます。だから、県の制度そのものをどうやって周知徹底するのかということを考えるよりも、町として、実際、町の母子家庭の皆さん方の状況がどういう状況に置かれておるのかということ把握していただいて、その実情に合わせた対応をしていただく。それに県のそういう制度がありますよということだったら、まだ母子家庭の人たちもわかる、話は聞いてもらえると思うんです。だけど、単にそれを打ち切って、そういう事業がありますからと言われても、なかなかそういうところに食いついていかんと思いますよ。だから、それを本当に活用するということがあったら、まず町がどういう対策してくれるのかということをはっきり示す必要があると思う。それは町が補てんする、それ以外私はないと思うんですけどね。

だから、そういう意味では、健康福祉部長も早く答弁したいと思っておるんだけど、前向きにそれは検討してもらえばいいと思いますけれども、ちゃんと検討してほしい、本当に。考えていないじゃなくて、いいですか。

○委員長（酒井廣治君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（村田貞俊君） 児童扶養手当につきましては、当然国の施策もございます。これについては、まさにそういった中で5年、そしてそれに付随する形の中で愛知県というところで現在動いておるわけでございますけれども、そういった施策は施策として、それにかわるものは、先ほど課長が説明しましたように、かわるものとして動いてきていると判断しております。

そういった中で大口町が、愛知県がこういった施策を取りやめにしたと。じゃあそれに対して、大口町はそれを補てんするために動くのか、そういった考えは持っておりません。そうではなくて、大口町は大口町として、今児童扶養手当がこういった形で必要なのかという中で、先ほど言われましたように、平成4年か、そういった時代から3,000円という中で動いてきておりますけれども、議員さんが言われるように、大口町としてどうするか。補てんするための児童扶養手当ではないということだけは御理解をいただきたいと思っております。

○委員長（酒井廣治君） ほかに何かございますか。

（発言する者なし）

○委員長（酒井廣治君） ないようです。会議の途中でございますが、11時5分まで休憩といたします。

（午前10時55分）

○委員長（酒井廣治君） 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

（午前11時05分）

○委員長（酒井廣治君） 次に、款4.衛生費に入ります。

項1.保健衛生費のうち、目1.保健衛生総務費から目3.母子家庭費まで、事項別明細書は172ページ

から181ページでございます。

何か御質問ございますか。

(挙手する者あり)

○委員長(酒井廣治君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 私ども共産党の議員団で今町政アンケートをやっているんですけども、そこで子供さんにまつわることでよく出てくるのが、子供の虐待ですね。ニュースなどを見られて、非常に心を痛めてみえる人が本当に多いんだなということを、改めて私どももそうしたアンケートをやってみてわかったことなんですけれども、そういう児童の虐待ということになれば、自治体の窓口としては多分福祉こども課が対応していただけるだろうというふうに思うんですけども、しかし、一般の住民からすると、一体どこが窓口なんだろうということで、保育園なのか、児童センターなんだろうか、一体どこなんだろうということになっていくわけですけども、僕は隣の柘植委員もよく言ってみえましたが、今の子育て支援センターだとか、そういった形で、だれの目からもわかるような対応といたしますか、そういった体制といたしますか、そういうものもこれからは構築していかなくちゃいけないんじゃないかなということを非常に強く思います。

学校の方でも、朝食を食べてこない子供さんがおられたり、先生方に何うと、それぞれ言っ言えんような対応も現実にはなさってみえるということも聞くわけですけども、非常に先生方も御苦労してみえるなあということを実感するわけです。そういう意味では、地域と連携しながら、そうした虐待等々を防止していくとか、虐待せんでもいいような世の中にしていかないかと思うんですね。今までだったら、連れ子でまますいじめだとか、そういうことはあったかもしれんけど、今は自分の子供を虐待するような時代になってきてしまって、考えられないようなことだと思うんです。だから、そういう意味では、保健センターでも何か月健診だとか、いろいろ健診もやっておられる。そこから卒業して、保育園の時代、幼稚園の時代、そこから小学校の時代、中学校の時代、高校の時代もどうなっておるのか、私はわかりませんが、しかし、そういうのをトータルして見ていく、支援していく、そういう組織も一定必要なんじゃないかと思っておりますけれども、そこら辺は町の方はどういうふうに考えてみえるのか、お尋ねしておきます。

○委員長(酒井廣治君) 福祉こども課長。

○福祉こども課長(天野 浩君) 今吉田委員の方から児童虐待の件について危惧をされる御意見をいただきました。先日、大阪でも大変痛ましい事故がありまして、本町においても、おかげさまで非常に悲惨な事件にまで至っておる案件はないんですが、ただ通報等は年に何件かございます。

まずそういった窓口のお話がありましたけど、基本的には町の福祉こども課が窓口にはなるんですが、ただその前段として、委員がおっしゃられましたように児童センターもありますし、保育園もありますし、それから当然学校等もあります。そういったところで第1次的に連絡が入ると、私ども福

祉こども課に連絡が入る。あるいは直接電話で、福祉こども課の方に連絡が入ることがあります。それを受けて、福祉こども課の担当職員としましては、まずは様子を見に行くということで動いておりますが、その中で一番苦労しますのが、通報の内容が、例えばそのアパートで赤ちゃんが毎晩のように泣いておるとかというような事例がよくあるんですけど、一番問題になりますのがしつけと虐待のラインといったものが非常に微妙なものですから、いきなり通報を受けてお邪魔して確認をすることまでなかなか踏み込めないものですから、我々がちょっと遠巻きに見たりとか、あとは今おっしゃられた地域力ですね。地域住民の方に、例えば知り合いの方がおれば少し様子を見ていただいて、また何かあれば連絡を下さいというような形でやっておるんですけど、そういった方とは別に、もう一個一番問題になっておりますのが、孤立化している親子。どこにも、児童センターにも行けないとか、そういった親子を見守る仕組みづくりも必要かなということで、実は今健康生きがい課の方と私どもの方で地域にある親子を見守るシステムというんですかね。見守ると同時に相談も受けられる、そういったマンパワーが必要かなというふうで、そういった仕組みづくりができないかということで、今検討をしております。

それとは別に、組織というお話があったんですけど、要保護児童の実務者会議というのを一月に1回やっております。そのメンバーといいますのは、児相の職員、それから保健所の職員、それから我々行政でいきますと、当然事務局の福祉こども課、それから健診の関係で健康生きがい課、教育委員会と、それから保育園の関係という形で、月1回、対象になるお子さんにつきましては毎月情報交換をする。それから、新たに入ってきた情報に向けてはみんなで協議をしながら、こういった対応をしたらいいだろうというような形で、一月に1回、定期的にやっております。

緊急性のあるものにつきましては、月1回に限らず個別支援会議という形で対応はしておりますが、いかんせんそれでも救えない事例もありますので、そこはやっぱり地域の方の目を光らせていただいて、そういった協力をしていただける仕組みづくりが必要かなというふうには考えています。

○委員長（酒井廣治君） 健康生きがい課長。

○健康生きがい課長（宇野直樹君） 今福祉こども課との連携の前に、保健センターでも独自に取り組みをさせていただいております。

まず最初に、乳幼児健康診査をさせていただいております。こちらにつきましては、4ヵ月健診、それから10ヵ月、1歳6ヵ月、3歳児と四つに分かれて健康診査をさせていただいております。その際に、子供とお母さん、発育状況を確認したり、それから疾病や心身障害の早期発見に努めております。

さらには、子育て相談室というのをやっております、こちらにつきましては第1、第3木曜日に保健センターの方で開催しております。ここでは、親子との交流を通して不安の軽減や仲間づくりを支援しております。それから、子供の発育・発達の確認、さらには子供の成長発達に合わせた育児を

具体的に支援しております。

さらに、ここからたんぽぽ教室というのを実施しておりまして、こちらにつきましても1歳6ヵ月、3歳児健診の事後の指導の一環として実施させていただいております。対象としまして、健診時に育児及び発達上問題があると思われた場合、経過観察が必要な子供とそのお母さんとの対話とか、相談をさせていただくことによって、できるだけ防いでいこうという取り組みでございます。そこから、福祉こども課の方と連携を組んで、それから虐待とか育児放棄、ケースに応じた対応をさせていただいておるといのが現状でございます。

(挙手する者あり)

○委員長(酒井廣治君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 一方で70代、80代の方からは、自分の子供を育てるのは当たり前のことじゃないかということで、自分の子供を育てなかつたりするということは考えられんという声もいっぱいいただいているわけです。ですから、元気な高齢者の人たちというのは、そういう目で子育てをやっている人たちをまた見ている。そういう意味では、目を光らせてちょうよといえ、多分よく目を光らせてもらえる人たちじゃないかなと思うんですね、僕は。だから、ある意味、高齢者の人たちの力も活用するというか、そういうことも必要なんじゃないかなというふうに思うんです。高齢者の人たちだったら、働き盛りの人たちは働きに行ってしまうておらへんわけけれども、日中お見えになって、朝の通学だとか、下校時に高齢者の人が見守りでいろいろボランティアをやってもらっておるでしょう。ああいう元気なお年寄りの人たちに地域の見守りみたいなものも頼んでいけるような関係になっていくと、私はもっと行政も動きやすくなっていくんじゃないかなというふうには思います。

僕はそのアンケートを見てみて、割と自分の子供を育てるのは当たり前のことじゃないか、そんな子供の医療費が無料になるなんておかしいわというような人まで、高齢者の人はお見えになるんですよ、現実の話。そんな医療費ぐらいいは、自分が食わんでも何で子供のために銭を使えんのだということを書かれるのが高齢者の人なんですけれども、それぐらいい子供は大切なものだよということ、そういう方々は言うておられるんだというふうに理解するわけです。だから、そういう意味では、そういう方々との連携も必要かなというふうに思います。以上です。

○委員長(酒井廣治君) ほかにございませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(酒井廣治君) 柘植委員。

○委員(柘植 満君) 成果表の中に、がん対策の方で今回女性特有のがん検診事業ということで、一般的に成果表を見ますと、昨年度よりも受診率がアップしている、ほぼアップしているという状況だと思います。しかしながら、国が打ち出した受診率50%を目指してというのは、たしか今年度ぐらいいまでにはしていかなきゃいけない目標だったと思いますが、それからしますと、まだまだ受診率アップ

にはもっと手を打っていかねばいけないという状況だと思います。

そんな中で、女性特有のがん検診事業は、国といたしましては平成22年の3月31日までになっておりますが、これはやっと皆さんの意識が出てきたというか、クーポン券が来たから私も受けてみようかなという皆さんの意識啓発には十分だったのではないかと思います。これが1回で終わってしまったら、ちょっと不公平な部分もあります。政権が変わりましたので、来年どういうふうになるかわかりませんが、この事業は大口町独自でも続けていっていただきたいというふうに思いますが、その辺の検討はいかがでしょうか。

○委員長（酒井廣治君） 健康生きがい課長。

○健康生きがい課長（宇野直樹君） 柘植委員さんがおっしゃられるように、確かに女性特有のがん検診の無料クーポン券につきまして、受診率が向上したというのはそのとおりでございます。

保健センターにおきましても、医療費の軽減に向けて、とにかくがん検診の受診率を上げていこうということで、本年度、かなり力を入れてやっております。

とにかく住民の皆さんにがん検診の重要性を本当に広く周知していきながら進めているところですが、女性特有のがんの補助金については、どうも今年度で終わるだろうというような情報もいただいておりますが、まだ確定ではございませんし、いずれにしても受診率の向上に向けて検討、それから検証していく中で何とか続けていけたらとは考えておりますが、もう少しお時間がいただきたいと考えております。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 柘植委員。

○委員（柘植 満君） それに関連しますけれども、がんの子宮頸がんにつきましては、国が今のところ3分の1補助するという動きが出ております。そういった中で、国の動きがはっきりと予算が出ましたならば、大口町もそれに合わせて補助をしていただければ、皆さんがもっと検診と予防ということで、すごい大きな予防対策になるのではないかというふうに思っておりますので、この点に対しても要望をしておきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（酒井廣治君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○委員長（酒井廣治君） ないようですから、款4の衛生費の質疑を終了いたします。

次に、款10. 教育費に入ります。

教育費も二つの区分にて審査いたします。

項1. 教育総務費から項4. 学校給食費まで、事項別明細書は222ページから247ページです。

何か御質問ございますか。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 一つ例に挙げて申しわけないんですけども、小学校、中学校ですけども、例えば受水槽の清掃委託料というのがあるわけですけども、これは岩倉の業者に委託されていますね。どうも役場の受水槽も同じ業者が清掃委託を受注しておられるということになっています。この受水槽というのは、簡易水道と同じような扱いにどうもなるらしいんです。だから、それなりの多分資格等々もないとそういう仕事をもらうことは多分できないだろうと想像するわけですけども、しかしながら、何もよその市町の業者にやらせる必要もないんじゃないかと。例えば町内に業者があれば、町内の事業者にそうした仕事もどんどん積極的にやっていただいた方がいいんじゃないかと思うんですね。

私たちもアンケートをやりましたけど、その設問の中で地元業者に仕事を回すという項目をつくったら、今の仕事の分野でいったらそれが断トツに多かったですよ。地元の業者に仕事を回せと。そういうのは住民の皆さん方からも共感が寄せられる項目なんだなあということ、改めて私たちも、アンケートをやってわかったんですけども、そういう意味ではなるだけ町内にある業者に仕事を回すような形で、今行っている委託事業等々も、それから物品の購入、それから工事、そういったものについても、例えば金額も知れておるようなもので、随意契約を結ぶようなものについては、なるだけ町内の業者に頼もうじゃないかというふうに、町全体が持っていつてくれないといかんのじゃないかと思うんです。ますます不況で厳しくなっていくわけでしょう。町の財政が厳しくなっているのに、なっている予算がどんどん町外の事業者の仕事を取られておつては、本末転倒ですよ、そういう意味では。私はそう思うんです。

だから、そういう意味では、全部どういうところに委託に出しておるんだと。それで、町内にそういう業者がないのかということ、町を挙げて点検して、町内の業者にそれは回そうというように、これは別に教育委員会だけの話じゃないですよ、町全体の話なんです。そういう意味で、ぜひそんなふうにならないのか、お尋ねしておきます。

○委員長（酒井廣治君） 副町長。

○副町長（大森 滋君） 私は指名審査委員会の委員長をしております、この間、町内業者を指名していくということについては、かなり配慮をしておるということです。先日も教育委員会の備品の件だったと思いますけど、電化製品だったですかね。これもヨシヅヤを入れたり、そういったことでやっておりまして、なるべく町内業者をとということで考えて進めてきております。

今言われたような、それ以外の指名審査委員会にかからない案件についても、また町内業者があればですけど、町域が小さいので、専門的な業者というのは非常に少ないというのもあるんですけども、町内で賄うことのできる業者があれば、そういった業者を優先的にお願いしていくということ、手続的には見積書を2社以上とったりとか、そういったことで疑念を抱かれないような形で町

内業者を優先していくということについては、引き続き取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○委員長(酒井廣治君) 吉田委員。

○委員(吉田 正君) 私、去年、西小学校のグラウンドで先生が畑に水をまこうと思ったら、もとのところが抜けちゃって、水がだだあ出るわ、大騒動になっちゃったのにたまたま出くわしたんですよ。そのときに、どこを呼ぶのかなあとっておったら、学校の先生方は岩倉の業者を呼ぼうとされるわけ。だけど、水道工事だもんだから、別に町内に幾らでも水道業者はあるわけで、そういうところを呼んだ方が早いんじゃないのといっても、いや昔から決まっておるって、何かの宣伝みたいだけれども、本当にそういうふうなんだわね。だから、そういうのは変えていかないかんんじゃないかと思って。

地元の業者に長いこと見てもらえば、どこに水栓があるだとか、そういうことも理解してもらえば、その方が仕事も早いと思うし、じゃあじゃあ出っ放しのやつもすぐとめられると思うんだ。ところが、業者を呼んで待っておる間、どうなっておるのかといたら、流れっ放しだわね。だから、そういうのは避けていかないかんと思うし、そういうのこそ町内の業者を呼ぶようにするんだというように、直ちにすべきだと思うんです。だから、やれることからどんどんやっていくというふうで、ぜひそこは、副町長さんも各課、教育委員会も含めてなんですけれども、徹底していただきたいというふうに私から要望しておきますので、お願いします。

○委員長(酒井廣治君) 学校教育課長。

○学校教育課長(近藤孝文君) 吉田正委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず最初の受水槽の清掃委託についてでありますけど、この業者とは30年近くつき合いをさせていただいております。この貯水槽の清掃につきましては、この業者の方から私どもの方へ持ちかけていただいております。ということは、この業者自身、貯水槽の清掃作業の資格を持ってみえます。町内の業者がその資格を持ってみえるかどうかということは、多分持ってみえないだろうと思います。ですから、町内の業者の方が率先して仕事を受けられる気があれば、同じような資格を取っていただいて、町内の仕事をあっせんしたいと思っております。

それから2点目ですけど、昨年、国庫補助にてデジタルテレビを買わせていただきました。町内でテレビを買おうとすると、まずアピタなり、バローなり、それからヨシヅヤが限定されるかと思いますが、職員が気をきかせて、町内にあります5社ほどの電気工事屋さんに電話をして、おたくからテレビを買うことができるかどうかということを確認して買わせていただいております。コストとしては、多分高いものを買っておるだろうと思いますが、町内の業者の方に仕事があっせんできたということで、別の意味でよかったと思っています。

それから西小学校のグラウンドの水道の件ですけど、これもたまたまその二、三日前か後かわかりませんが、その現場の確認はしております。日曜日にそういう事故が起きたということで、学校としても慌ててみえたということもありますし、どこがすぐに来てくれるだろうということもあります。先ほど言いました町内業者の方は仕事を抱えてみえますので、多分岩倉の方が即来ていただいて対応ができたのではないかと考えております。

今言いました水道の修繕については、町内の業者でも対応のできるものであれば、その辺のことについては学校連絡会をお願いするよう伝えておきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（酒井廣治君） ほかにございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 柘植委員。

○委員（柘植 満君） 西小学校にもシャワー室が設置されて、新しい北小学校にもシャワー室が設置されておりますけれども、利用されているかどうか、お尋ねしたいんですが、いかがでしょうか。

○委員長（酒井廣治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（近藤孝文君） 利用されているかどうかというのは把握しておりません。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 柘植委員。

○委員（柘植 満君） ちょっと調べていただいて、せっかくシャワー室を設置していただきましたので、本当にアレルギーの子供たち、ことしは猛暑で暑いので、ずっと5月から暑かったと思うんですけども、遠慮しないで気軽にシャワー室で流して薬を塗り直せるとか、そういった感じのシャワー室にぜひしていただきたいと思いますので、お願いをしておきたいと思います。

○委員長（酒井廣治君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（酒井廣治君） ないようですから、次に移ります。

項5の社会教育費及び項6の保健体育費、事項別明細書は246ページから267ページです。

何か御質問ございますか。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 岡委員。

○副委員長（岡 孝夫君） 成果報告書の263ページの図書館運営事業の5番の成果及び評価の中段あたりの記述についてなんですが、読み上げますと、一方、未返却者が増加したため、12月に利用制限規定を制定した結果、減少傾向が出始めているという記述があります。お尋ねしたいのが、利用制限規定とは何かということがまず一つ。あと、減少し始めたのは、利用者なのか貸出点数なのか、あるいは近隣市町の利用者なのか、右側にグラフがあって、一見順調に伸びているようにも見えますし、

単純に貸出点数を利用者数で割ったものが1人当たりの平均貸出点数とするなら、平均貸出点数は毎年少しずつ減少しているかなというふうにもとれますので、ここら辺が理解できなかったものですから、説明をお願いしたいと思います。

○委員長（酒井廣治君） 図書館長。

○生涯学習課主幹（櫻井敬章君） まず去年の12月から利用制限をさせていただいたんですが、未返却者への督促は今までやっておりましたが、それにあわせて返却期限の2週間経過後はがきを発送し、さらに1週間滞納した場合に対して貸出停止をとっています。その停止は、返されてから2ヵ月です。それに伴って、未返却者数も減っております。今は1割程度、ほとんど少ないです。何%です。今までは10%以上ありましたけど、それが減りました。

それと貸出点数と利用者数の関係ですが、年々利用者数がふえておりますので、貸出点数も減っております。利用者数がふえたことによって減っております。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 岡委員。

○副委員長（岡 孝夫君） もう一つ、成果報告書の方でお伺いしたいんですが、279ページ、温水プール管理事業、(2)評価の中段あたりになります。ここの中の記述で、しかし開館から27年のくだりところで、老朽化は否めない。現状では、利用者の要望にこたえることができない部分も多々存在しているという記述があるわけですが、先般、町外在住の女性の利用者の方から、プールの更衣室のマットが汚いという声を伺いました。ウィル大口の方に御無理を言いまして更衣室を見せていただきました。また、夜9時ですか、閉館後のマットの洗浄作業をやっておるんですが、それも立ち合わせていただきました。作業自体は、マットを部分的にはがしてプールサイドに持って行って、塩素をかけて少し放置した後に、高圧洗浄機で洗浄するという作業でした。そこそこ汚れは落ちるんですけど、私にとってはまだまだ不十分な感がありました。

また、汚れ自体は黒かびだと思うんですけど、何せ更衣室ということで素足で歩くと。かつ女性の方のマットがピンク色だということで、余計に目立つんじゃないかなと思っています。このマットの汚れも、ここに記載してある要望にこたえられない部分の一つということで考えていいんでしょうか。

○委員長（酒井廣治君） 生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（社本健二君） 御指摘のとおり、要望にこたえられない一部かもしれませんが、ことし4月から温水プールも指定管理者制度に変わりましたので、今後、指定管理者のウィル大口と利用者が不快感を得ないようなプール管理、運営をしていくように指導していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 岡委員。

○副委員長（岡 孝夫君） 指定管理者の方と、今の清掃方法、あるいは頻度ということも一回御相談
いただいて、この報告書を見ますと、年間利用者が延べで1万3,000人に上るということですので、
1人当たりのコストを考えますと、毎年経常的にかかるコストではないので、最終的にはマットの交
換ということも視野に入れて調整していただきたいと思います。少しでも利用者の方に気持ちよく利
用していただけるように努めていただければありがたいと思います。お願いします。

○委員長（酒井廣治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（近藤孝文君） 先ほど柘植委員の方からシャワーの利用状況についてのお問い合わせ
がありまして、調べました結果を御報告させていただきます。

西小学校ですけど、アトピーの子供、それからおもらしをした子、田んぼに落ちた子など、報告を
いただいております。それから、北小学校ですけど、同じくおもらしをした子、けがをした子など
ありますので、重複するかもしれませんが、報告にかえさせていただきます。

○委員長（酒井廣治君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（酒井廣治君） ないようですから、款10.教育費の質疑を終わります。

以上で、一般会計の歳出の質疑を終了いたします。

次に、平成21年度大口町国民健康保険特別会計を歳入歳出一括して審査いたします。

何かございますか。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 国保の保険証、滞納している人は呼び出しがかかっておるわけですが、
最終的に取りに来られない人というのはどうするんですか。

○委員長（酒井廣治君） 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長（掛布賢治君） 毎年8月に保険証の切りかえを行っておりまして、その際に滞納のあ
る方は納税相談等をしていただくよう御案内をしております、そんな中で滞納をできるだけ少なく
ということで努力をしておりますけれども、納税相談の呼びかけにも応じていただいていないとい
うことで、未更新の方が現在50名ほどありますけれども、そういった方につきましては、再度郵便等
の連絡、あるいは電話連絡、さらには訪問したりして連絡をとるようにしております。まだ現在のと
ころはすべて連絡がとれていないという状況でありますので、今後さらに努力してまいりたいと思
います。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） じゃあ昨年の8月に交付した保険証で、取りに来なかった世帯というのは何世

帯あるんですか。取りに来なかったというか、結局渡せなかった世帯。

○委員長（酒井廣治君） 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長（掛布賢治君） 昨年度の資料を手元に持っておりませんので、またわかりましたら御報告させていただきます。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 決算なもんだから、昨年8月に発行して、最終的に全部渡せていけばいいんですけど、それで渡し切れていない部分があるとしたら、資格証明書を発行した人よりもっと悪い状態にその人はなってしまうことになっちゃうんですね。だから、そこを考えていただかないかんじゃないかと思うんだけど、よろしいですかね。

○委員長（酒井廣治君） 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長（掛布賢治君） 昨年度の保険証が渡っていない方、資格証明書ということで最終的に交付をさせていただいておりますけど、その方につきましては17世帯25人の方でございます。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） その17世帯に資格証明書は送るわけですけども、最終的に取りに来んし、会えんというのは、いつごろ判断するんですか。

○委員長（酒井廣治君） 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長（掛布賢治君） 今月いっぱいぐらいまではもう少し連絡等とってみまして、連絡のとれない方については、今月中をめどに資格証明書を発行させていただきます。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 8月に更新になるもんだから、そうすると10月ぐらいに連絡もとれんしどうしようもないからということで、資格証明書をその時点で発行すると、10月ぐらいに。そういう理解でいいですか。

○委員長（酒井廣治君） 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長（掛布賢治君） そのとおりになります。

○委員長（酒井廣治君） ほかに何か御質問ございますか。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 柘植委員。

○委員（柘植 満君） 高額医療と介護の合算制度について伺いたいと思いますが、今まで介護と保険と上限が別々でしたので、大変高額な実費を払うことに、負担を強いられておりましたけれども、こ

れができるようになってから大分自己負担が減らしていけるということでありますけれども、この合算制度、どれぐらいの方が利用されたかわかりますか。

○委員長（酒井廣治君） 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長（掛布賢治君） 21年度の決算の中では、合算で高額の該当になった方で支給はありませんでした。ちょっと時期がずれて、22年度に払ったという方はありましたけれども、21年度の決算の中では高額合算の支払いはしておりません。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 柘植委員。

○委員（柘植 満君） この合算制度がなかなか周知されていないということも指摘をされておりますけれども、窓口によっては、それぞれ国保の場合は対象者の利便性を考えて、そこでちゃんと申請を進めるという市町村もあるということでありますけれども、大口の場合はどういうふうになっているのでしょうか。

○委員長（酒井廣治君） 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長（掛布賢治君） 対象となる期間の医療費のデータは町にありますので、その中で対象になる方を把握しまして、連絡はさせていただいております。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 柘植委員。

○委員（柘植 満君） 大口の方から個々に連絡をされているということですか。ありがとうございます。

○委員長（酒井廣治君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（酒井廣治君） ないようですので、国民健康保険特別会計の質疑を終了いたします。

次に、平成21年度大口町老人保健特別会計の歳入歳出を一括して審査いたします。

何か質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（酒井廣治君） ないようですので、老人保健特別会計の質疑を終了いたします。

次に、平成21年度大口町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出を一括にて審査いたします。

何かございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 後期高齢者医療の保険料ですけれども、特別徴収では100%の徴収率で、普通徴収の方は99.2%の徴収率だということですが、滞納すると、この後、後期高齢者医療の方は

どうなりますか。

○委員長（酒井廣治君） 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長（掛布賢治君） 国保と同じような形で、例えば短期被保険者証、それから資格証明書の発行とか給付制限がございます。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 今のところ大口町在住の方で、短期保険証や資格証明書になられた方はおられますか。

○委員長（酒井廣治君） 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長（掛布賢治君） 決算書を見ていただきますと、滞納繰り越し分で未納額としましては16万6,700円残っておりますけれども、この方については少しずつ納付をいただいているということで、短期保険証の方も発行しておりません。ですので、資格証明書の方も該当者はございません。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 短期保険証を発行する基準は何ですか。

○委員長（酒井廣治君） 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長（掛布賢治君） 基準としましては、納付期限から6ヵ月を経過したところで保険料の納付がないという場合については、短期保険証ということでございますけれども、今言いましたように少しずつ納付をいただいているということで、短期保険証の方は発行しておりません。

（挙手する者あり）

○委員長（酒井廣治君） 吉田委員。

○委員（吉田 正君） 75歳以上の人や、また一定の障害のある人が加入しておられますよね、後期高齢者医療は。だから、65歳の人でも後期高齢者医療に加入しておられる人がおられるわけですが、障害のある人や75歳以上の人に対して、資格証明書だとか短期保険証を発行するというのは私は余りにも過酷な制度ではないかなというふうに思っております。そういう意味では、短期保険証や資格証明書という制度があるわけですが、しかし、それを適用するのではなく、やっぱり温かい目で、町は保険者じゃないですけども、見守っていただきたいなというふうに思いますけれども、そこら辺はどうなんでしょうか。

○委員長（酒井廣治君） 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長（掛布賢治君） 厳密に先ほど言いました6ヵ月の基準を適用しておりませんし、個々の状況に応じて柔軟な対応をしていくつもりでございますので、よろしく申し上げます。

○委員長（酒井廣治君） ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○委員長(酒井廣治君) ないようですので、後期高齢者医療特別会計の質疑を終了いたします。

次に、平成21年度大口町介護保険特別会計を歳入歳出一括にて審査いたします。

何か質問ございませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(酒井廣治君) 柘植委員。

○委員(柘植 満君) 介護保険のことですけれども、介護を受けられる場合に、よくいろんな相談をお受けいたします。それで、包括支援センターということではいろいろ御案内をしたり、それから相談したりとかもしておりますけれども、大口でも冊子か何かありましたね。桜ばあさんのついたそういうのがあったと思うんですけれども、あるところではCDをつくって、見てわかりやすく、例を例えながら、順番に介護保険の説明とかもされているところもあるんですね。なかなか皆さんが利用方法などわからない部分があるかと思うんですけれども、ぜひそういったものも作成して、そして皆さんにいろんなところで見ていただくというのもいいかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長(酒井廣治君) 健康生きがい課長。

○健康生きがい課長(宇野直樹君) 桜ばあさんではなく、桜さんの介護保険のことを教えてという冊子でございますので。

こちら非常に好評でございまして、結構住民の方に読んでいただいているようでございます。ただ、ちょっと難しいことがいっぱい書いてございますので、次回の計画のときにさらにわかりやすくつくっていきなあとというふうには考えております。それから、CDとかそういうものにつきましては、ちょっと調べさせていただいて、勉強させていただくということでお願いしたいと思っております。

(挙手する者あり)

○委員長(酒井廣治君) 柘植委員。

○委員(柘植 満君) 職員さんが主役になられて、いろんな例をつくったりして、その中でつくられていくのもおもしろいかなというふうに思いますので、ぜひまた御検討もお願いしたいと思っております。

○委員長(酒井廣治君) そのほかございませんか。

(発言する者なし)

○委員長(酒井廣治君) ないようですので、介護保険特別会計の質疑を終了いたします。

次に、平成21年度大口町社本育英事業特別会計を歳入歳出一括にて審査いたします。

何か御質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(酒井廣治君) ないようですので、社本育英事業特別会計の質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。

認定第1号 平成21年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、所管分について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長(酒井廣治君) 賛成多数と認めまして、認定第1号は可決すべきものと決定いたしました。会議の途中でございますが、13時30分まで休憩といたします。よろしくお願ひしたいと思います。

(午前11時55分)

○委員長(酒井廣治君) 定刻より5分ばかり早いですが、皆さんおそろいでございますから、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

(午後1時25分)

○委員長(酒井廣治君) 質疑に入る前に、戸籍保険課長から発言を求められておりますから、よろしくお願ひいたします。

戸籍保険課長。

○戸籍保険課長(掛布賢治君) 午前中の質疑の中で、昨年度の国民健康保険の保険証の更新ができていない人は最終的にどれくらいあるかという数字ですけれども、ちょっと間違った数字をお答えしましたので、訂正をさせていただきます。更新ができていない人の数は15世帯で17人でしたので、訂正をさせていただきます。すみません。

○委員長(酒井廣治君) 次に、請願第1号 30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める請願書の審査に入ります。

既に請願書の写しを配付済みですので、内容については理解されているものと思います。

紹介議員であります岡委員が見えますので、補足して説明することがあれば御説明をお願いいたします。

岡委員。

○副委員長(岡孝夫君) 請願は当該委員会の副委員長が紹介議員となるのが通例ですので、本請願の紹介議員となっております。

本請願につきましては、従前より、そして昨年も、本町議会として採択しているものであります。ただ、国段階における学級規模の縮小と十分な教育予算の確保という昨年までの表記が、国段階における30人以下学級の実現及び義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて十分な教育予算の確保と、少しばかり具体的な数値表記になってはおりますが、その内容につきましては、本町小中学校在勤の教職員108名の方の思いとして理解するものであります。

よって、委員の皆様には御賛同いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○委員長（酒井廣治君） この件につきまして、意見か質問がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（酒井廣治君） なしのお言葉をいただきましたが、それでは採決に入ります。

この請願を採択することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（酒井廣治君） 全員賛成のようでございますので、採択すべきものと決定いたします。

暫時休憩いたします。

（午後 1時27分）

○委員長（酒井廣治君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

（午後 1時28分）

○委員長（酒井廣治君） お手元に意見書案を配付させていただきました。事務局長より朗読をお願いいたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（河合俊英君） それでは、朗読いたします。

30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書（案）でございます。

未来を担う子供たちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では、子供たちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた子供たちを取り巻く教育課題は依然として克服されていない。また、特別な支援を必要とする子供や日本語教育の必要な子供が依然多く、適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。これらの解決に向け、子供たちにこれまでも増してきめ細かく対応するためには、学級規模の縮小は不可欠であり、標準定数法を改正し、国の財政負担と責任で学級編制を30人以下とすべきである。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫している。子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、そのために義務教育費国庫負担制度を堅持すること、また国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって、貴職においては、平成23年度の政府予算編成に当たり、国段階における30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月 日、愛知県丹羽郡大口町議会。

提出先、内閣総理大臣 菅直人、内閣官房長官 仙石由人、文部科学大臣 川端達夫、財務大臣 野田佳彦、総務大臣 原口一博。

以上です。

○委員長（酒井廣治君） ただいま朗読いたしました意見書案のとおり、関係機関に意見書を送付することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（酒井廣治君） 異議なしと認めます。

それでは、議員提出議案として発議いたしますので、委員会終了後、委員の方は御署名をお願いいたします。

以上で本委員会に付託されました議案及び請願の審査は全部終了いたしました。

これをもって文教福祉常任委員会を閉会といたします。

（午後 1時32分 閉会）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

文教福祉常任委員会

委員長

酒井 廣 治